

日本女性会議 2027 丸亀ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本女性会議 2027 丸亀ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別表のとおりとする。

2 ロゴマークの使用に当たっては、別に定める日本女性会議 2027 丸亀ロゴマーク使用ガイドライン（以下「使用ガイドライン」という。）に従うものとする。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、日本女性会議 2027 丸亀実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。

(使用基準)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、日本女性会議の推進、啓発等にロゴマークを使用するものとする。ただし、次に掲げる場合は使用してはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとする場合
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用する場合
- (4) 特定の個人の売名に利用しようとする場合
- (5) 日本女性会議 2027 丸亀大会を実施する上で支障があると認められる場合
- (6) 日本女性会議 2027 丸亀大会のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められる場合

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が提供するものを使用し、デザインの改変等はないこと。
- (2) 使用ガイドラインに従い、適正に使用すること。
- (3) 商標登録、意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

2 ただし、実行委員会の構成員及び部会（日本女性会議 2027 丸亀実行委員会規約第11条に定める部会をいう。）の部会員が広報活動等のために使用する場合はこの限りでない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第7条 ロゴマークを使用した制作物等に関する事故及び苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者は必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故等について、実行委員会は、その責めを負わないものとする。

(使用の中止)

第8条 実行委員会がロゴマークの使用に関し不適切であると判断した場合は、使用者は、ロゴマークの使用を中止し、又は必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附則

1 この規程は、令和8年6月30日から施行する。

別表

タテ組・カラー 誰もが自分らしく 挑戦できるまちへ  日本女性会議 2027丸亀		タテ組・モノクロ 誰もが自分らしく 挑戦できるまちへ  日本女性会議 2027丸亀	
ヨコ組A・カラー  誰もが自分らしく挑戦できるまちへ 日本女性会議 2027丸亀		ヨコ組A・モノクロ  誰もが自分らしく挑戦できるまちへ 日本女性会議 2027丸亀	
ヨコ組B・カラー  誰もが自分らしく挑戦できるまちへ 日本女性会議2027丸亀		ヨコ組B・モノクロ  誰もが自分らしく挑戦できるまちへ 日本女性会議2027丸亀	
タテ組A・カラー  誰もが自分らしく挑戦できるまちへ 日本女性会議 2027丸亀	タテ組A・モノクロ  誰もが自分らしく挑戦できるまちへ 日本女性会議 2027丸亀	タテ組B・カラー  誰もが自分らしく挑戦できるまちへ 2027 日本女性会議 丸亀	タテ組B・モノクロ  誰もが自分らしく挑戦できるまちへ 2027 日本女性会議 丸亀

